

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和6年度 第5回

令和7年3月13日(木)開催

1 日 時 令和7年3月13日(木) 13時34分～14時56分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 白木智昭 嵯峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

加賀谷賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 令和6年度の審議経過と総括について
- (2) 各専門部会等の廃止について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 令和6年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等

- (1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表
- (2) 最賃審議会等開催実績
- (3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

資料番号2 令和6年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会
- (2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会
- (3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会
- (4) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会

資料番号3 令和6年度最低賃金決定状況

(1)地域別最低賃金改定状況

(2)特定最低賃金改定状況

資料番号4 令和7年度最賃審議会等開催予定(素案)

資料番号5 令和6年度業務改善助成金の申請状況

資料番号6 労働行政における賃金引上げに係る支援対策

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第5回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、長岐会長にお願いいたします。

### ○長岐会長

皆様お久しぶりでございます。今日はよろしくお願ひいたします。

本日の議題は、議題1.令和6年度の審議経過と総括について、議題2.各専門部会等の廃止について、議題3.その他となっております。

それでは、議題1の「令和6年度の審議経過と総括について」、事務局から報告してください。

### ○佐藤賃金室長

それでは、令和6年度の審議経過と総括といたしまして、はじめに秋田県最低賃金について、次に各特定最低賃金についてご報告いたします。

お手元の水色の冊子の資料によりご説明させていただきます。

なお、資料にはインデックスを付けておりますので、それを目印として御覧いただければと思います。

まず、インデックスの1-(1)は、「令和6年度秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表」でございます。

この一覧表は、本年度の本審、各専門部会等の開催日や諮問、答申、発効日など一連の関係する日程等について、その状況をまとめたものでございます。

続きまして、インデックスの1-(2)は、令和6年度の本審、各専門部会等の開催日の実績をカレンダー様式にまとめたものでございます。

次に、インデックスの1-(3)は、令和6年度の各専門部会等を含む秋田地方最低賃金審議会の審議経過の概要でございます。時系列で簡単に報告させていただきます。

はじめに、7月3日に第1回本審を開催し、秋田県最低賃金の改正決定につきまして秋田労働局長から諮問させていただき、今年度の審議方針、審議日程等について承認をいただいたところです。

7月29日の第2回本審では、中央最低賃金審議会の目安伝達、賃金改定状況調査、賃金実態調査結果等の説明を行っております。また、昨年度に引き続き、地域別最低賃金改定目安の中央最低賃金審議会答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への中賃会長メッセージを動画で視聴していただきました。

同日、本審に引き続き、第1回秋田県最低賃金専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出後、参考人2名から意見聴取を行いました。その後、金額審議に入り、労使各側から基本的な考え方と金額提示がなされ、金額審議をスタートしました。

8月2日の第2回専門部会では、前回から引き続き金額審議を行いました。労使の合意には至りませんでした。

次の2ページ、8月5日の第3回専門部会では、引き続き金額審議を行いました。労使の合意には至らず、公益委員見解を示し採決を行うこととしました。使用者側委員が「採決に賛成できない」として退席しましたが、賛成多数で結審しこの結果を本審へ報告することとなりました。

その後、第3回本審を開催し、専門部会報告により採決を行ったところ、使用者側委員3名が「採決に賛成できない」として退席しましたが、こちらも賛成多数で「秋田県最低賃金を54円引上げ、時間額951円とする」ことで結審し、労働局長へ答申しています。

また、この本審では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問しております。

8月21日には特別小委員会を開催し、既設の4つの特定最賃の改正の必要性の有無について、審議いたしました。いずれの特定最賃についても全会一致で「必要性あり」との結論に達し結審しております。

同じく8月21日には第4回本審を開催し、8月5日の答申に対しまして異議申出が12件ございましたので、異議の取扱いについて審議を行い、「8月5日の答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきました。

これによりまして、その後の官報公示の手続きを経て、10月1日に改定秋田県最低賃金951円が発効したところでございます。

また、この本審では、特別小委員会の報告のとおり4特定最低賃金については改正決定の必要性のありと結審し、答申しております。これを受けて秋田労働局長は4特定最低賃金について、改正決定について諮問しております。

以上が、本年度の県最賃にかかる本審及び専門部会等の審議経過でございます。

続きまして、4つの特定最低賃金専門部会の審議経過と結果につきまして、報告させていただきます。先ほどお話ししましたとおり、秋田労働局長からの改正決定の諮問を受けて、審議会は各専門部会を設置し、特定最低賃金の審議に入りました。

次の3ページ、令和6年9月19日に第1回専門部会を4特賃合同で開催し、次の4ページ、10月11日の第3回電子部品・デバイス等製造業専門部会で、4つの特定最低賃金、全てについて結審しております。また、4つの特定最低賃金の発効日を統一し、令和6年12月25日に改定特定最賃が発効したところでございます。

各専門部会の審議経過等につきましては本審に報告することになっておりますので、本審議会で報告させていただきます。

次に、インデックス2-(1)をご覧ください。

こちらは、非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、9月19日に第1回専門部会を合同で開催しております。この日は、部会長、部会長代理の選出、意見聴取の方法、発効日の統一、専門部会の審議の進め方などにつきましてご審議いただき、さらには、事務局から賃金実態調査結果及び中小・小規模事業者の賃金引上げ支援施策等について説明しております。

続いて、10月4日に第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。

続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、ここで金額が一致したため、時間額を50円引上げ1,011円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この結果、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とする最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、同日、秋田労働局長に答申されております。

審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページには「答申文」と別紙をお付けしています。

続きまして、インデックス2-(2)は、電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、合同で開催しました第1回専門部会につきましては、先程の非鉄金属の説明内容と同じでございますので、省略させていただきます。

9月25日に第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われましたが、合意には至りませんでした。

10月11日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ、時間額を28円引上げ958円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この電子部品・デバイス等製造業最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し同日、秋田労働局長に答申されております。

審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページに「答申文」と別紙をお付けしています。

なお、使用者側の「基本的な考え方」の中で「今後は電子部品・デバイス等製造業の特定最賃は地方最低賃金に吸収されるべき」との表記・発言があったことから、労働者側委員よりその真意について確認したいとの申出がありました。使用者側委員からは、特賃を廃止するという意味ではなく、毎年の議論の中で、この特賃の改正の必要性の有無についてきちんと議論し、地賃が大幅に引き上げられていることから、場合によっては必要性なし、地賃に埋没する、という年もあるかもしれない、という意味であるとの回答があったところです。

特定最低賃金専門部会は、特別小委員会において改正の必要性の有無について審議を行い、必要性があるとの結論が出されたことにより、金額審議のために設置されたものになります。後ほど特定最低賃金の改正等の申出の意向表明について説明いたしますが、併せて、意向表明から申出、改正の必要性の審議までの流れ等についても説明をさせていただきますと思います。

続きまして、インデックス2-(3)は、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、合同で開催しました第1回専門部会につきましては先程と同じでございます。

10月7日に第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、その後の金額審議で合意に至ったため、時間額を59円引上げ1,020円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この自動車等製造業最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、同日、秋田労働局長へ答申されております。

審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページに「答申文」と別紙をお付けしています。

最後でございますが、インデックス2-(4)は、自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会の審議経過等でございますが、合同で開催しました第1回専門部会につきましては先程と同じでございます。

10月2日に第2回専門部会を開催して、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われましたが、合意には至りませんでした。

10月11日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ、時間額を42円引上げ980円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この自動車等小売業最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、同日、秋田労働局長へ答申されております。

審議結果といたしまして、次のページに「専門部会報告書」と別紙、更に次のページに「答申文」と別紙をお付けしています。

以上、4つの特定最賃とも全て全会一致で結審され、発効日につきましても当初の申し合わせのとおり、統一して令和6年12月25日に発効しております。

次の、インデックス3-(1)に、令和6年度の全国の「地域別最低賃金改定状況」、インデックスの3-(2)は、同じく令和6年度の全国の「特定最低賃金の改定状況」となっております。後ほど参考として御覧いただければと思います。

各特定最低賃金専門部会の審議経過等につきましては、以上でございます。

#### ○長岐会長

ただいまの令和6年度審議経過報告について、何かご質問はございませんか。

特にないようですので、次に、議題2の各専門部会等の廃止に移ります。

専門部会の廃止については、最低賃金審議会令第6条7項により、本審議会の議決によることとされております。令和6年度は地域別最低賃金専門部会と4つの特定最低賃金専門部会を設置しておりますが、本日をもって廃止することとしたいと思います。

また、秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき設置しております特定最低賃金に関する特別小委員会につきましても、本日をもって廃止することとしたいと思います。

以上、各専門部会及び特別小委員会を本日廃止することに、ご異議ございませんか。

#### ○委員多数

異議なし。

#### ○長岐会長

それでは、各専門部会及び特別小委員会については、本日をもって廃止することといたします。

続いて、議題3の「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

#### ○佐藤賃金室長

私から来年度の審議会開催予定素案の報告ほか2点について説明させていただき、その後、我妻指導官から説明させていただきたいと思います。

それでは、1点目は、令和7年度の審議会等開催予定(素案)について、でございます。

インデックス4をご覧ください。これまでの開催実績や令和7年度の中賃目安答申時期等を基に、委員の皆さまのご意見を取り入れて作成し、各側代表委員からご了承いただいた、令和7年度審議会開催予定の素案でございます。

中賃の目安答申につきましては例年7月下旬となっておりますが、令和7年度も目安審議が難航することが予想され、また、7月には参院選が行われることもあり、目安答申が

後ろ倒しとなる可能性がございます。3年前の令和4年7月に参院選が行われた際には、中賃目安答申は8月2日にずれ込んでおります。

素案の8月に大きな矢印が2本ございますが、緋色が7月中に中賃目安答申があることを想定したもので、青色が8月中に中賃目安答申がずれ込むことを想定したものでございます。どちらも例年どおり基本は早期発効としつつ、第4回専門部会の予備日も考慮した審議会開催予定となっておりますが、委員の皆さまのご都合が合わなければ審議会が成立しないということもあり、審議会をだいたいこの間で開催するという幅広のものとなっております。

続きまして2点目は、効力発効日と答申期限について、でございます。

次のページの表は「令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」でございます。表の左側の8月5日をご覧ください。この日に答申をいただきますと9月1日の官報公示を経て10月1日に発効となります。仮に素案で最も遅い8月19日答申となりますと発効日は10月16日ということになります。

発効日につきましては、秋田では例年10月1日発効を基本にして審議日程を組んできた経緯がございますが、あくまでも審議の結果で決まるものであり、10月1日でなければならぬというものではないことは周知のとおりでございます。

素案をご覧くださいとお分かりのとおり、7月末までに中賃目安答申があれば、理論上は8月1日に本審と第1回専門部会、8月4日に第2回専門部会、8月5日に第3回専門部会を開催し、結審して8月5日答申できれば、10月1日発効が可能となりますが、土日を挟んで3日連続の審議となることから、各委員の日程確保や労使各側の内部協議の時間を考慮しますと非常に難しい状況となっております。また、中賃目安答申が8月にずれ込んだ場合は8月5日までに十分な審議を行うための専門部会を設定することができなくなることから、10月1日発効は不可能となります。

また、仮に、地賃の答申が大幅に遅れますと、9月からの特定最賃の審議日程にも影響を及ぼすこととなりますので、その場合は、「特定最賃改正決定の諮問のための本審」を例年の異議審開催時期に開催するなどの措置が必要かと思われまます。いずれにしましても、令和7年度は、5月の大型連休前後に委員の皆様の日程を確認させていただき、再度労使委員と協議させていただいたうえで、5月中には審議会開催日程を決定したいと考えているところでございますが、中賃審議日程がいつ示されるか不透明で、非常に難しい状況であるということをご理解いただき、何卒、日程の確保にご協力をお願いいたします。

3点目は、特定最低賃金の申出の意向表明とその後の改正までのプロセスについて、でございます。

まず、例年、特定最低賃金の改正等の申出を予定されている場合は、3月末日までにその意向表明をしていただくこととしており、すでに既設4特賃全ての労働者団体から意向表明がなされたところでございます。

それでは、先ほど審議経過の中でお話ししましたとおり、申出の意向表明から改正までのプロセスを机上配付資料により、説明させていただきます。

まず、1ページには特定最低賃金とはどういったものかについて記載されております。3つめの項目では特定最賃の決定は「労使のイニシアティブにより決まる」とされており、4つめの項目では「特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない」とされております。

次に2ページは、特定最低賃金の決定・改正までのプロセスを記載したものでございます。上段の左、下の水色の囲みの「関係労使からの改正の申出の意向表明」については、審議会におけるスケジュール調整の関係で概ね前年度末、6年度でいうと今になりますが、年度末を目途に、労働局長に対し行うものになります。審議会委員の皆さまに、申出の意向表明があったことをお知らせするとともに、申出には基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けているという条件があることから、意向表明者へ適用労働者数を通知することになります。

次に、上の水色の囲みの「関係労使からの改正の申出」について、でございます。秋田の4特賃はすべて労働協約ケースで行われております。3ページをご覧ください。上の枠の右側の「改正の申出の要件」として「基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること」、「労働協約の当事者の労働組合又は使用者の合意により行われる申出であること」とされております。事務局の事務処理上、例年遅くとも7月末までに申出書の提出をお願いしているところでございます。

事務局におきましては、必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか、特定最賃の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲が明確であるか、基幹的労働者の概ね3分の1以上等の要件が満たされているか、について申出書の審査を行います。

2ページに戻っていただいて、申出書の審査を行い、労働局長が申出の要件を満たしていると判断した場合は、審議会に対し改正決定の必要性の有無について諮問を行い、審議会は必要性の有無を調査審議する「特別小委員会」を設置することとなります。

特別小委員会では改正決定の必要性の有無について審議を行い、その結果を本審に報告することとなりますが、各特定最低賃金において、改正決定の必要性ありの報告とするには、全会一致での必要性ありの決議が必須となります。本審でも、特別小委員会の報告を受けて、全会一致で改正の必要性ありと議決された場合は、労働局長へ「必要性あり」の答申を行うこととなります。労働局長はこの答申を受けて、審議会に対し改正決定の諮問を行い、審議会は諮問を受けて、各特定最低賃金の専門部会を設置して金額審議を行う、という流れになっております。

先ほど、電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会で使用者側から「毎年の議論の中で、この特定最賃の改正の必要性の有無についてきちんと議論すべき」との意見があったこととお話ししましたが、改正の必要性につきましては4ページの上段にあります

とおり、「全会一致の議決に至るよう努力するものとする」とされており、現在まで全国で全会一致以外の運用はなされておられません。「全会一致で改正の必要性有りの議決に至るためには、申出者は他方の合意が得られるよう、実情に応じて、早い段階、意向表明後などから関係労使の合意形成へ向けた努力を積み重ねる必要がある」とされております。

2ページに戻って、赤の破線で囲った部分をご覧ください。つまり、申出者である労働者側は、特別小委員会の審議で「全会一致」で改正の必要性ありと議決されるために、特別小委員会での必要性の審議が行われるまでに、他方である使用者側から合意が得られるよう、合意形成に向けた協議、話し合いをしなければならないということになります。

合意形成に向けた協議を行った関係労使には、その結果等により、改正の必要性の有無について、特別小委員会で意見を述べていただくということになります。

特別小委員会では、提出された申出書、基礎調査結果などの関係資料、関係労使からの意見を基に、改正決定の必要性の有無を最終的に審議する、ということになります。

今後も大幅な地賃の引上げが続きますと、ほかの特賃でも改正の必要性の有無の議論が必要となってくる可能性もございますので、特別小委員会での改正の必要性の有無の審議が行われるまでの、関係労使の合意形成に向けた協議が非常に重要であるということでございます。

1ページに戻っていただいて、特定最賃は労使のイニシアティブにより決まるものであり、そもそも、特賃はその産業に必要であるとの関係労使の意向により設定されたという経緯に基づくものでございます。また、事務局といたしましては、労使の関係性においては公平・中立でなければならないという大前提がございますので、適切に関係労使の橋渡し役として関わっていく必要があると考えているところでございますので、申出者である労働者団体及び関係使用者にはその旨をご理解いただきますとともに、必要なお対応をよろしくお願いいたします。

私からの報告・説明は以上でございます。このあと我妻指導官からご説明いたします。

#### ○長崎会長

ただ今、賃金室長から令和7年度の審議会開催予定についてお話がありました。そして特定最低賃金についてのお話もありました。かなり詳細に亘っていますので、ここで一区切りして質疑応答よろしいでしょうか。それとも我妻指導官のお話を全部お聞きしてから質疑応答にしますか。

#### ○小野委員

会長にお任せします。

#### ○長崎会長

では、特定最低賃金についてかなり詳細な説明がありましたので、この時点でご質問やご意見はございますか。

○佐藤賃金室長

ご説明した特定最低賃金につきましては、制度について我々も知らなかったこともございますので、皆様にこういったものだとお伝えして、新年度になりましたら、今、専門部会が廃止されたばかりで、実際に委員は任命されてはおりませんが、各関係者にこういうものだとお伝えして7年度の審議に入っていきたいと考えております。

○長岐会長

皆様、この段階での説明はよろしいということでしょうか。

○後藤委員

事務局にお伺いいたします。特定最低賃金の申出以降、必要性の有無等の特別小委員会までに至る経緯のところ、申出の元である労働者側委員が積極的に対応するべきというお話がありましたが、これまで私の知る限り、秋田の審議会の中で必要性の有無について異論は出たことはないと思っております。ただ、一般的に慎重に審議をするべきという話はその通りだと思います。そういう意味では労働者側委員で今年しないといけないということでしょうか。

○佐藤賃金室長

そういう意見がある以上、事前に合意を得ないと、話し合わない状態で特別小委員会を開催すると、いわゆるきちんとした必要性の議論ができないということになります。

今までは、そういう議論もなく、合意されたという前提で特別小委員会が開催されていたこととなります。大幅に最賃が上がらない時期は、当然、最賃から優位性をもたせるといことで、労使とも上げましようといところで、特別なそれまでの話し合いもなく特別小委員会で必要性ありとしてきたということです。しかし、前回の電子の部会の中で、そういった議論をすべきと使用者側から意見が出された以上は、そこを議論していただくべきということです。

○後藤委員

審議会のたてつけの中では、特別小委員会がその場ではないかと思っているのですが。

○佐藤賃金室長

そうしますと、県最賃同じようにそこで資料を出し合って何回も議論を重ねていくこと

になると思います。ですから、そういったものを事前に合意形成に向けてやっていただくということです。

○後藤委員

事務局でそういった情報を得て、そういう場を設定していただけたらと考えてよろしいでしょうか。

○佐藤賃金室長

いえ、労働者側がそうしたいということであれば、こちらが橋渡しするということです。特定最低賃金については、我々が積極的に動くことはできません。労使のイニシアティブで決まったものになりますので、我々が合意形成に向けて積極的に動くということは難しいです。労働者側のために合意形成に向けて動くということになってしまいます。例えば使用者側が必要なしとしたいというのに、我々が労働者側に付いて合意形成に向けてやりましょうという形になってしまいますので。ただ、協議するのであれば我々が橋渡し役をしたいということです。

○長崎会長

事務局としては、来年度のスケジュールと特定最低賃金のありようについて、今の段階で報告したもので、その議論は、委員が選ばれてからということですか。

○佐藤賃金室長

いえ、委員が選ばれてからではないです。

○長崎委員

では今日の説明は何ですか。

○佐藤賃金室長

すでに意向表明が出されており、意向表明をした団体は、申出に向けて意向表明されていますので、申出するのであれば、合意形成ができなくても申出はできるわけで、合意形成に向けて特別小委員会の場で全会一致になるように、それまでに協議をお願いしたいということです。

○後藤委員

今日は、本審の委員として出席していますが、私たち本審の労働者側委員が、まだ決定していないと思いますが、電子の特定最賃の委員に、実際に申出をしている担当がいると

いうところで、そこに連絡をしてその者が誰に今年は必要性の有無について承諾していただけますかとお伺いすればよろしいということでしょうか。

○佐藤賃金室長

それは新年度になってからそこも含めて協議をしていきたいと思えます。

○長岐会長

スケジュールの問題と特定最低賃金について、雰囲気違った説明がありました。それについて疑義があれば伺いましたが、その議論は新年度に協議するということですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○長岐会長

日程についてと特定最低賃金についての質問はほかにありますか。

使用者側何かありませんか。

○佐藤(宗)委員

特定最低賃金の件、私、電子の方をやっていますので気になってはおりました。今までの流れと違う動きをしなければいけないのではないかという中で、今この場で議論するのではなくて、次年度任命されて、労使含めてそのタイミングで動く。タイミング的にはそこからスタートで大丈夫ですか。新しい流れで行うと思うので、具体的な流れが整理できないので、その辺が先ほどお話しした任命されてからでよいのであれば今ここで議論するタイミングではないと思いますが、その前から動かなければいけないという感じがしましたので、その辺の心構えを含めてどう動いたらよいのか、混乱しているのが事実です。

○佐藤賃金室長

この表にある通りですが。

○佐藤(宗)委員

この表の通りとは、労働局側は頭に入って解っていることを書かれているから理解していると思うのですが。

○佐藤賃金室長

先ほども話しましたが、「必要性あり」となって初めて各4つの特定最低賃金の専門部

会が設置されます。特定最低賃金の専門部会というのは、あくまで金額を改定し、上げるため審議をするところになります。「必要性あり」となった場合は決定することになります。その前段で前回電子の方で、そもそも金額審議をしなくてもよいのではないか、必要性がないのではないか、そこをきちんと議論しましょうという話がありましたので、では、いつまでそういったことが必要なのかというのを説明させていただいたところです。それが資料の赤枠のところということです。

○佐藤(宗)委員

8月の上旬と書かれているところですか。

○佐藤賃金室長

そうです。諮問されるのが8月上旬で、実際に例年であれば、特別小委員会の必要性の有無の審議は8月下旬になりますので、それまでに必要性の有無について労使で合意できるかどうかの協議をして、その意見を特別小委員会で述べていただきたいということです。

○後藤委員

もう一度よろしいでしょうか。

申出した直後に、お話しされた、調整をする労働者側の担当者は誰で、それを受ける使用者側の担当者は誰ですか。

○佐藤賃金室長

それは新年度にならないと協議ができないと思うのですが、今しているのはあくまで意向表明で、意向表明とは申出したいということの意向表明ですので、合意ができなければもしかしたら申出しませんとなるのかもしれませんが。

○後藤委員

申出は7月末までなので、概ね8月1日から1回目の本審がある日に特別小委員会がありますよね。

○佐藤賃金室長

特別小委員会は異議審の時です。

○後藤委員

概ね2、3週間の間に調整をなさいということですか。

○佐藤賃金室長

申出をしたいのであれば今からでも、ということです。

○後藤委員

今からやるとしたら誰がやるのですか。

○佐藤賃金室長

申出者、意向表明者です。

○後藤委員

それをお伺いしているのです。労働者側の担当者は誰ですか。

○佐藤賃金室長

意向表明をした方になります。

○後藤委員

受ける使用者側は誰ですか。

○佐藤賃金室長

逆に我々も、誰というのは申し上げにくいのですが、使用者側というのはたくさんいらっしゃるのです。例えば電子であれば、電子の団体、使用者団体があるはずです。

○後藤委員

様々な会社、いろんなところに働きかけをなさйтеということですか。

○佐藤賃金室長

それを取りまとめている団体があると思います。もしくは、電子の特定最低賃金の委員の方々、当然、電子の使用者側委員というのは、そういう電子を代表されて専門部会に出席されていますので、そちらを通して議論していただくとか。

○長崎会長

臼木委員からお話があるそうです。

○臼木委員

今年度の電子の特定最低賃金の委員をお引き受けして、事の経緯を直接承ったのですが、

今回、事務局の方からお話があったように、委員の方の発言として、そもそも必要性の有無について十分な議論があったのかどうか、それが、十分に尽くされたうえでの議論があるべきではないかという意見がありました。これ自体に関して議論したいという話がありました。

先ほどのご説明があった通り、特別小委員会は、コンセンサスを得たうえで、金額審議をしますか、とそこだけを議論する場に位置づけとしてはなります。金額審議をやりませるかやりませんか、今のご説明でいうと特別小委員会が決定の場になります。

先ほど、後藤委員からお話があった通り、本当に必要性の有無をギリギリやっつけていこうとなると、本審の最賃のような議論していかなければならない。スケジュール的なものと、金額そのものの審議は特別小委員会が設置された後ということもありますので、十分な資料やバックボーンを持った方同士での議論になりにくい性格である特別小委員会であることは確かです。

事務局からの話だと、意向表明があってから、8月の特別小委員会前の間に、今からでもよいのですが、特別小委員会が始まるまでの間に、合意形成する努力を双方でやっていただきたいということだと私は理解しました。

だから誰が誰にというのは4月になればわりとはっきりするので、そこからでもよいかもしれません。ただ、かなり反対が強いとか、コロナの時のように状況が切迫しているのであれば今からでも合意形成のためにどちらかが動いてもよいのではないか。その行司役は事務局ではしにくい立場なんだろうと理解しました。

私から補足で申し上げますと、特別小委員会の委員長もやりましたし、各特定最低賃金の部会長や委員も含めて何度かやらせていただいています。いつも使用者側からこの設定自体に納得がいかないという議論があって、金額審議に入る前の議論ですごく時間を要するようなことを何度か拝見しました。おっしゃっている趣旨に異論はありませんが、それをここで議論されても労働者側は何とも答えようがない局面がありましたので、その辺の整理をしておきたいというのは公益委員共通の見解としてこれまでありました。

それのよりどころが全くなかったのですが、今回、事務局でやる、やらないを議論したうえで、やるとなったら金額審議に入ってくださいというプロセスをはっきり整備していただいたと思いますので、誰が誰にとか今まで実際やってこなかったもので、それを急に言われても労使双方ともに面をくらってしまうところはあるかもしれませんが、具体名は置いて理屈としては、特別小委員会でオーケー出たもので、特別小委員会が立ち上がった時点で、金額に入ってくださいと理解していただいた上で、それまでに大筋のコンセンサスを作っておいていただきたいという趣旨なんだろうと。

誰が誰にというのは、対面できる、マッチアップできれば、次年度以降はそういうスケジュールができてくると思います。1回目に関しては、筋論から言えば今すぐ走り出してくださいなのですが、新年度の委員が見えてからとしか今の段階では出来ないという気がしま

す。建付けの理屈と最初のキックオフのところは、スケジュールに合わせて少し急いでいただく部分もあるのかと私は理解しました。

何はともあれ特別小委員会で、毎年のように、その年々でどの部会かはありますが、本来の特別小委員会でやらなければならない役割をスムーズにスケジュール通りに動かせるようにこのプロセスを理解していただきたいという趣旨だと思います。

事務局も先ほどおっしゃった通り、改めてこういうのを確認していただいたということなので、混乱はあるかと思いますが、新年度からでもよいのではということだと思います。

○長岐会長

臼木委員の話に質問などありませんか。

今の臼木委員の説明で事務局よいですか。

○佐藤貸金室長

はい。

○若泉委員

おそらく、特定最低賃金が地賃に吸収されることを想定していない法律になっているので、一度スタートしてしまうと、法第16条で地賃より1円でも上げなければいけないとなっていますので、事前に議論をしなければいけないことになったのだと思います。

法律を変えてくださいとまで言いませんが、ここが同額でもよいですという文章であれば、特定最低賃金が始まった、1回目に吸収だ、同じだという議論ができると思います。そこがギャップがあるだけだと単純に思います。

○長岐会長

若泉委員からもお話がありましたが、日程の問題と今後の特定最低賃金の問題で、事務局は、令和7年度は円滑にいくようにという趣旨でお話がありました。

○小野委員

1点確認をさせてください。「改正の必要性あり」となった場合は、地方最低賃金よりも1円上回らなければならない。「必要性なし」となれば改正する必要性がありませんので、結果的に地方最低賃金が高いところに決着しても、それ以前に前年度に決定した特定最低賃金は改定されないということもありうる。

全国で問題になっていますのが、地方最低賃金が上がっていく中で、かつて特定最低賃金として設定され議論されていたものが、この産業については、地方最低賃金以上の最低賃金を必ず上乘せしていくのは必要ないと、置き去りにされてきていることです。それが、

そのまま放置されているので、できるだけ廃止の手続きをきっちりしなさいと言われてい  
る。必ずしも必要性ありと結論が出れば、事務局で説明された、必要性の有無が秋田県に  
おいてはこれまで議論されることがなかった。それについて、昨年度、電子部品・デバイ  
ス等で、必要性の有無の議論が必要ではないかという提言がなされたので、その辺につい  
ての議論をする手続きを詳しく説明いただいたと捉えてよろしいですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○長岐会長

今までと違ったお話でしたので、皆様に理解していただきたく、我妻指導官の話の前に  
質疑応答させていただきました。

それでは、我妻指導官よろしくお願ひいたします。

○我妻賃金指導官

私からは中小企業の支援の関係を資料番号5と資料番号6について説明をさせていただきます。

最初に資料番号5をご覧ください。こちらの資料は、両面となっております、表面が、  
業務改善助成金の全国と秋田県の申請件数、裏面が令和6年度の秋田県における最低賃金  
改定による業種別の影響率と業務改善助成金の申請状況、申請コースごとの件数、交付決  
定額、主な設備投資の例となっております。

令和6年度、令和7年1月末日現在の申請件数は、全国で21,776件、秋田県は141件と  
なっております。秋田県の申請件数は、令和5年度と比べてわずかに増加しておりますが、  
依然として少ない状況であり、積極的な周知・広報が必要であると考えております。

次に、資料番号6について説明いたします。こちらは、「賃上げ」支援助成金パッケー  
ジの資料となります。政府は、生産性の向上や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇  
への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援することを目的に、厚生労働省  
が所管する助成金について、令和7年度当初予算案に「賃上げ」支援助成金パッケージと  
して約1,500億円を盛り込んでいます。

8つの助成金のうち5つについて拡充される予定となっており、生産性向上への支援策  
である「業務改善助成金」については、地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援  
時期等の見直し重点化、また、正規・非正規の格差是正の支援策である「キャリアアップ  
助成金」の賃金規定等改定コースについては、現行の賃上げ率、3%以上5%未満と5%  
以上の2区分から、新たな区分を設定し4区分とし、賃上げ率6%以上の場合はさらに引  
き上げる、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置を創設するとしています。

厚生労働省から令和7年度のリーフレット等が示されるのは、予算成立後の4月に入ってからとなる見通しですが、令和7年度も、中小企業・小規模事業者への賃上げ支援のため、業務改善助成金、キャリアアップ助成金の周知広報の徹底に努めてまいりたいと思います。私からの説明は以上でございます。

#### ○長岐会長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

この議題はその他になりますので、先ほどの日程等についての質問でもかまいません。

#### ○小野委員

質問ではありませんが、よろしいでしょうか。

今回につきましては、令和6年度の最低賃金審議会の総括の機会でもありますので、経営者側の方から、最低賃金が決定してから意見が出ていましたので、2点ほど申し上げます。昨年の8月に秋田県の最低賃金が951円と議決され、それ以降に企業経営者の方々から寄せられた意見として2点をお聞きください。

一つ目は、秋田県の最低賃金の適用日についてです。出来るだけ早くにと10月1日で審議を進めていますが、経営者側から後ずれさせていただけないか。具体的には、翌年の1月や4月からなど、適用日を後ずれできないかという要望が多くの方から寄せられました。

事情を考えてみますと、ここ数年来、ご承知の通り秋田県の最低賃金が大幅な引上額になっており、有期雇用契約の従業員の賃金見直しだけでなく、大幅ということもあり、正社員含む社内全体の賃金体系の見直し、これを迫られている企業が少なからず出てきている事情がありまして、最低賃金の適用日を8月上旬に方向性が見えて、10月1日から適用となると、スムーズかつ適切に対応するのはあまりにも余裕がなさすぎるので配慮をしていただきたいとありました。

二つ目は、昨年、秋田県最低賃金が全国で最低となりましたが、次順位との差が1円ということもあり、今後は全国最低の金額にならないように努めてもらいたいという意見もごく一部の方からございました。この背景には人口減少が全国最速で進む秋田県。これは事実であります。人員の確保定着が多く企業にとって最重要課題になりますが、最低賃金に関する報道があるたびに、全国最低の県ということで秋田県の名前が伝えられ、秋田県のイメージダウンに繋がりがねないので、できれば回避するような努力をしていただきたいという要望が一部から出ていました。前者の方はほぼすべての企業から出ていました。

以上、総括の機会に述べさせていただきます。

#### ○長岐会長

小野委員のご発言に何かご意見ございますか。

#### ○臼木委員

適用日のことに関しては、従前10月1日を、基本的には下期の頭、出来る限り早い時期というのは、秋田の審議会に限った事項ではなくて、地域別最低賃金審議会制度の枠組みの中で、地方最低賃金を決める中でそういう方向で議論を進めてほしいというルーティンで進めてきたと思います。だとすると、ここで日付を自由に決める自由度は確かに各地方最低賃金審議会にゆだねられている要素はありますが、ちょっと重い話なので、むしろ商工団体、全国の経営者団体から中賃なり、政府の主要団体なり、厚生労働省本省などに正式な形で申し入れいただくべきだと思います。

議論したいわけで申し上げているのではなく、ちょっとこの地方最低賃金審議会の中で、10月1日なのか、審議の結果、10月15日になるのかは審議の結果であって、それをなるべく後押しでということ、方針として決めるというのは厳しいと個人的に思います。

経営者にご苦労がある、ご事情はすごくわかります。改定的にはできるだけ年度初めとか改定年度の頭とかそういったものであるべきというご意見はごもっともだと思いますが、地方の、一部の審議会に投げかけられても決めかねる、難しいというのが率直な意見です。

#### ○小野委員

あくまでもそういう意見が大勢を占めていたということで、今、経団連の方でも中賃の方に要請していますし、全国的に中賃を通じて厚生労働省に働きかけを行っているのは事実であります。

今申し上げたのは、秋田県内の方々からも、ここにきて急速にそういう声が、遅らせてもらいたいという要望が大勢を占めていることを申し上げておきたいということです。

#### ○長岐会長

その他、何かご意見ございますか。

#### ○臼木委員

小野委員の二つ目の件に関して、労働者側委員のご意見を伺いたい。最低賃金が最低というのを何か耳にしたような話ってありますか。

#### ○佐藤(伸)委員

全国単独最下位ですので、非常に風当たりは強かったですが、秋田県の場合は、いろいろあったとしても全国に先駆けて、Cランクで結審しています。その点については各県や連合本部から評価されています。逆に、正直に言えば、ほかのCランクが卑怯すぎた。

その前の年の審議会でもいろいろありました。一昨年の5円の引上げは労働者側から秋

田ショックと言われました。秋田県の自主性を発揮したというのはその間、見られていまして、去年は間違いなくターゲットにされていた。残念ながら単独最下位になったのですが、連合本部からは 恥ずかしがる最下位ではなく、胸を張れる最下位であると。一昨年の岩手とは全く事情が違うと、そのように受け止めています。

#### ○後藤委員

私も組織では、青森・岩手・秋田の3県を担当しています。昨年度は、岩手の結果に対して、労働者側委員としてきちんとやったのかと相当怒られました。しかし、昨年の秋田の審議においては一切そういうことはなく、当審議会としてしっかり審議をした結果ということで、私自身も胸を張って報告することができています。結果としては残念ではありますが、審議の内容については満足しています。

#### ○長崎会長

いろいろなご意見はあるようですが、令和6年度の審議経過と総括について終わりたいと思います。今日は、活発な意見を頂き、審議会らしい審議になったかと思えます。

それでは、令和6年度の審議を終了するに当たり、局長から、ご挨拶を頂きたいと思えます。

#### ○山本局長

本日はお忙しい中、委員の皆様方にお集まりいただきありがとうございます。

最低賃金の改定につきましては、この一年間、委員の皆様方には精力的にご審議をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

特に今年度につきましては、物価の高騰が企業経営や県民の生活に大きな影響を与える中で、県内の賃金水準や県民生活の状況、企業経営の実情などを総合的に考慮され、地方最低賃金審議会の自主性を発揮しながらご審議いただいた結果、最低賃金額は過去最大の54円の引上げとなったところです。短期間で精力的に、ご審議いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

改定された最低賃金につきましては、県内市町村や各種団体等を通じ周知を行ったほか、今年度は秋田駅前のデジタルサイネージでも周知を行いました。また、労働基準監督署におきましては、影響率の高い業種等の事業所を対象に最低賃金を主眼とした指導を実施し、違反事業場に対しましては是正勧告及び最賃額以上の支払いの確保を行っているところでございます。

もとより、最低賃金額を下回るような賃金は許されることではありませんが、その水準を上回り、どの年齢層にどの程度の賃金を支払うか、定期給与と一時金の配分をどのようにするかなどの人件費の構成については、個々の企業の経営戦略そのものであり、それぞ

れの労使の交渉のもとで決定されるものであります。そのような労使の取り組みの総体としての結果が、秋田県全体の賃金水準となってくるものと考えています。秋田労働局としては、最近の深刻な人手不足の下で賃金引上げを行おうとする事業主の方々に対し、令和7年度においても、各種助成金等の支援措置を用意して賃上げしやすい環境を整えていく所存であり、この点については年間を通じて周知を行っていきたいと考えております。

来年度の最低賃金の審議につきましては、足下のアメリカの通商政策の影響など不透明な部分もありますが、引き続き、県内の経済状況実情を踏まえた審議が求められるところでございます。

委員の皆様には今年度同様、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

#### ○長崎会長

この一年間、委員の皆様方には円滑な審議会の運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

来年度も、多くの議論があるやに想像された、今日の審議会ですが、全会一致の結審に向けてご協力をお願いいたします。

これもちまして、令和6年度の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。